ＳＰ310	次に掲げる要件を満たす場合であって、単電池又は組電池の総数が100以下のときは、ＳＰ230の⑴の要件を適用しない。 ⑴　容器等級Ⅰの危険物を収納して運送することができる容器の基準に適合した容器（金属製ドラム、プラスチック製ドラム、合板製ドラム、金属製箱、プラスチック製箱又は合板製箱に限る。）に収納されていること ⑵　個々の単電池又は組電池が内装容器に収納されており、かつ、緩衝材（非可燃性かつ非導電性のものに限る。）により保護されていること
ＳＰ312	１　燃料電池エンジンを動力源とする自動車又は装置であって、蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を装着したものを含む。 ２　内燃機関を動力源とする自動車であって、蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を装着したものを含む。

を

ＳＰ321	本品名の危険物は常時水素を含有しているものとして取り扱わなければならない。

に

ＳＰ321	常時水素を含有しているものとして取り扱わなければならない。
ＳＰ322	乾性であって砕けにくい錠剤状で運送されるものは、容器等級をⅢとする。

改め、同表ＳＰ339の項の次に次のように加える。

ＳＰ342	次に掲げる要件に適合する場合には、微量危険物として運送することができる。 ⑴　内装容器はガラス製（アンプル、カプセル等）であること。 ⑵　内装容器１個あたりの充てん量が30ml未満であり、かつ、外装容器１個あたりの充てん量が300ml以下であること。 ⑶　充てん後の内装容器について温水浴槽試験（内部圧力が55℃における酸化エチレンの蒸気圧と等しくなるまで温水中に入れること。）を行い、漏えい、ひずみその他の欠陥がないことを確認すること。 ⑷　内装容器は、酸化エチレンといずれの反応も起こさないこと。 ⑸　内装容器は、プラスチック製袋に入れて密閉し、外装容器に収納すること。ただし、ガラス製の内装容器は、当該容器が損傷した場合にあっても、プラスチック製袋に穴が開かないように緩衝材により保護されていること。
ＳＰ343	原油から発生する硫化水素の蒸気が備考２⑹ⅰハの吸入毒性試験による容器等級の判定基準のうち蒸気を発生する物質に係る基準に該当するものに限る。
ＳＰ344	ＩＭＤＧコード6.2.4に規定する要件に適合するものであること。
ＳＰ345	ガラス製の開放型極低温容器（内容積が１リットル以下であり、かつ、二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に充てんされたガスであって、内装容器が損傷を防止するために緩衝材に包まれたものは、危険物に該当しない。
ＳＰ346	多孔性物質に完全に吸収された窒素（深冷液化されているものに限る。）を開放型極低温容器に収納する場合は、危険物に該当しない。
ＳＰ347	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ６⑹の試験により、点火又は起爆が起きた場合の影響が包装内に限られると判定されたものに限る。
ＳＰ348	平成24年１月１日以降に製造された電池については、外装ケースにワット時間を表示すること。
ＳＰ355	作動薬包（等級が1.4であって、隔離区分がＣ又はＳとなるものに限る。）を内蔵する医療用の酸素ボンベ（作動薬包の不慮の作動を防止するための措置が講じられたものに限る。）であって、酸素ボンベ１個あたりの火薬の質量が3.2ｇ以下のものを含む。
ＳＰ356	乗物若しくは乗物の完成部品に取り付けられた水素吸蔵合金又は乗物に取り付けられる予定の水素吸蔵合金は、規則第17条第３項第１号ロの規定に従い、高圧ガス保安法又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に適合することが危険物明細書に付記され、又はそれを証する書類が添付されていること。
ＳＰ357	原油から発生する硫化水素の蒸気が備考２⑹ⅰハの吸入毒性試験による容器等級の判定基準のうち蒸気を発生する物質に係る基準に該当するものは、国連番号が3494の危険物に該当する。

別表第１備考10の表中

ＳＰ959	廃エアゾールは長国際航海以外の場合に運送することができる。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合にはこの限りではない。

を

ＳＰ959	廃エアゾールは長国際航海以外の場合に運送することができる。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合にはこの限りではない。
ＳＰ961	１　自動車渡船に積載される場合又は船舶防火構造規則及び船舶消防設備規則の規定により自走用の燃料を有する自動車を積載することが認められた貨物区域に積載される場合であって、蓄電池、内燃機関、燃料電池、圧縮ガスシリンダー若しくは蓄圧器又は燃料タンクからの漏えいがない自動車又は装置は、危険物に該当しない。 ２　次に掲げる要件のいずれかを満たすものは、危険物に該当しない。 ⑴　引火性液体類を燃料とするものは、燃料タンクが空であって、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられていること。 ⑵　引火性高圧ガスを燃料とするものは、燃料タンク内の圧力が２bar以下であって、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられていること。 ⑶　蓄電池又はナトリウム電池を動力源とするものは、電池の短絡を防止するための措置が講じられていること。
ＳＰ963	１　ボタン形ニッケル水素電池、装置に組み込まれたニッケル水素電池又は装置と共に包装されたニッケル水素電池は危険物に該当しない。 ２　適当な容器及び包装に確実に収納され、かつ、短絡を防止するための措置が講じられているニッケル水素電池であって、貨物輸送ユニットに収納される総質量が100kg未満ものは危険物に該当しない。
ＳＰ964	砕けにくいプリル状又は顆粒状状で運送され、かつ、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部34.4.1節の酸化性物質（固体のもの）の試験により、酸化性がないと判定されたものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたものは危険物に該当しない。

に

改める。